別表（第１の３関係）

沖縄県認可外保育施設指導監督基準

第１ 定義

この基準において使用する用語は、令和６年３月 29 日付けこ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「国基準」という。）において使用する用語の例による。

第２　沖縄県認可外保育施設指導監督基準

沖縄県認可外保育施設指導監督基準は、次に掲げるものを除くほか、国基準（国基準の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)に定めるところによるものとする。

⑴　提供するサービス内容については、施設の内部及び外部において利用者の見やすいところに掲示すること。

⑵　認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設は、利用者への情報提供として、当該証明書を利用者の見やすいところに掲示すること。

⑶　保育従事者の勤務の時間毎の割り振りが確認できる書類及び勤務実績が確認できる書類を整備しておくこと。

⑷　入所契約の内容がわかる書類を備えること。

⑸　保育室等の面積が確認できる施設の平面図を備えること（法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設を除く。)。

附則

この基準は、令和８年 11 月 18 日から施行する。